

下呂市監査告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成30年度定期監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市長から通知がありましたので、公表します。

令和元年6月14日

下呂市監査委員 杉山好巳

下呂市監査委員 中島博隆

平成30年度 定期監査結果 指摘事項に伴う措置状況

1 附属機関について		担当課：各部署共通事項																				
指 摘 事 項		措 置 状 況																				
(1) 附属機関の設置根拠について 下記の各組織は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、下呂市行政組織規則第13条で名称、所掌事務及び庶務をつかさどる課について規定されていますが、下呂市附属機関設置条例に規定されていません。 地方自治法では、附属機関は法律又は条例により設置することになっており、下呂市附属機関設置条例で規定されるものは、法律又は他の条例で定められていないものとなっています。下記組織の設置については、法律や他の条例で定められておらず、各要綱等により設置、運用されていることから、附属機関設置条例で設置を規定する必要があると思われます。		(措置済、改善中、未措置) (1) 附属機関の設置根拠について (2) 附属機関委員の報酬及び費用弁償について (3) 附属機関委員とその他の委員に係る報酬及び費用弁償について (1) から (3) までのご指摘については、令和2年度から施行される会計年度任用職員制度導入のための条例等整備と合わせて全庁的に整合性を図るよう総務課で是正に向けた対応を進めます。 予算科目の変更や予算措置を伴う事項につきましては、法令審査等で調整した後となり議会の議決が必要となるため、令和2年度予算を目途に対応できるよう努めます。																				
<table><tr><th>名 称</th><th>設置の根拠</th></tr><tr><td>下呂市地域公共交通会議</td><td>要 綱</td></tr><tr><td>下呂市まちづくり市民会議</td><td>要 綱</td></tr><tr><td>下呂市障がい者福祉計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会</td><td>要 綱</td></tr><tr><td>下呂市介護保険運営協議会</td><td>要 綱</td></tr><tr><td>下呂市地域密着型サービス運営協議会</td><td>要 綱</td></tr><tr><td>下呂市地域療育推進会議</td><td>規 程</td></tr><tr><td>下呂市地域包括支援センター運営協議</td><td>要 綱</td></tr><tr><td>下呂市退職手当審査会</td><td>規 則</td></tr><tr><td>下呂市鳥獣害対策協議会</td><td>要 綱</td></tr></table>		名 称	設置の根拠	下呂市地域公共交通会議	要 綱	下呂市まちづくり市民会議	要 綱	下呂市障がい者福祉計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会	要 綱	下呂市介護保険運営協議会	要 綱	下呂市地域密着型サービス運営協議会	要 綱	下呂市地域療育推進会議	規 程	下呂市地域包括支援センター運営協議	要 綱	下呂市退職手当審査会	規 則	下呂市鳥獣害対策協議会	要 綱	(4) 委員会等の濫設防止について ご指摘の委員会等の濫設防止については、各部署に周知徹底いたします。 今後、各部署から地方自治法の規定に基づかない任意の委員会等設置要綱制定に係る案件の提出があった場合には、その段階で担当部署に確認し指導します。
名 称	設置の根拠																					
下呂市地域公共交通会議	要 綱																					
下呂市まちづくり市民会議	要 綱																					
下呂市障がい者福祉計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会	要 綱																					
下呂市介護保険運営協議会	要 綱																					
下呂市地域密着型サービス運営協議会	要 綱																					
下呂市地域療育推進会議	規 程																					
下呂市地域包括支援センター運営協議	要 綱																					
下呂市退職手当審査会	規 則																					
下呂市鳥獣害対策協議会	要 綱																					

(2) 附属機関委員の報酬及び費用弁償について

下記の組織は、(1) で述べたとおり下呂市附属機関設置条例において設置の規定はないものの、下呂市行政組織規則第13条で、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として規定されています。そうであれば、当該組織を構成する委員は、非常勤の特別職職員（地方公務員法第3条第3項第2号）に当たるものと考えられ、役務の対価として、地方自治法第203条の2で定められた報酬及び費用弁償が支給されるべきと思われます。

しかしながら、下記組織の役務の対価は、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例で規定されるべきところ、要綱で報償費（謝礼）として規定されています。

名	称
下呂市地域公共交通会議	
下呂市鳥獣害対策協議会	
下呂市介護保険運営協議会	
下呂市地域密着型サービス運営協議会	
下呂市地域包括支援センター運営協議会	
下呂市障がい者福祉計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会	

(3) 附属機関委員とその他の委員に係る報酬及び費用弁償について

ア 10月16日に開催された下呂市地域公共交通会議に係る役務の対価は、(2) で述べたように、要綱による取り扱いにより報償費の支出科目で謝礼として支払われており、費用弁償は支払われていません。条例を整備し、報酬、費用弁償が支払われるべきと思われます。

イ 下呂市立金山病院改革プラン策定及び評価委員会は、条例、法律、規則に照らし合わせてみても、附属機関として位置づけられていません。また、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定もなく、専門委員としても該当しません。このことから１０月２３日開催の同委員会に係る謝礼は、要綱に基づいて報償費として支払われていますが、同時に費用弁償が支払われています。この費用弁償の支給については、地方自治法第２０３条の２第４項の規定により適正を欠きます。

なお、その所掌事務から附属機関としての性格を有しているものと思われるので、条例の整備について検討してください。

(支出状況はいずれも監査日現在)

ウ 下記の組織は、条例によらず各要綱等により設置されていますが、委員に対する役務の対価は、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例で定められています。同条例第１条で、支給の対象者は、特別職の職員で非常勤のものと定められていることから、この場合は、法律や条例で定められた附属機関の委員又は地方自治法第１７４条による専門委員でなければ支給できないことになり、非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例で下記の組織を規定することは、適正を欠きます。

なお、下記の組織は、その所掌事務等から附属機関としての性格を有しているものと思われるので、条例の整備について検討してください。

名 称	設置の根拠
下呂市一般廃棄物処理計画策定委員会	規 則
下呂市地域福祉計画推進協議会	要 綱
下呂市森林管理委員会	要 綱
下呂市明るい選挙推進協議会	規 程

エ 下呂市農業融資制度推進会議は、下呂市附属機関設置条例及び下呂市行政組織規則第 13 条で、地方自治法に基づく附属機関として規定されていますが、報酬及び費用弁償については、条例で規定されていません。外部の委員に対し、報酬及び費用弁償を支給しないことは適切でないと思われます。

(4) 委員会等の濫設防止について

附属機関について定めた地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の趣旨は、執行機関の組織の濫設防止や透明性、公平性を確保することなどが考えられます。こうしたことを踏まえた上で、規則及び要綱に基づいて設置、運用されているすべての委員会等について、設置の目的や所掌事務などを検証し、附属機関に当たらないか検討してください。

2 日額旅費について		担当課：総務部 総務課	
指 摘 事 項		措 置 状 況	
日額旅費は、下呂市職員等の旅費に関する条例第18条で、①測量、調査、土木営繕工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行、②長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行、③職務の性質上常時出張を必要とする職員の旅行のうち、日額旅費を支給することが適当と認めた市長が指定するものについて、通常の旅費に代え支給されることになっています。 しかしながら、企業展への出展（11月6日～10日）という通常の目的と思われる4泊5日の県外出張に係る旅費が、日額旅費の計算により支給されていました。下呂市職員等の旅費に関する条例第6条第1項に掲げる旅費においては、日額旅費の支給要件が一律に適用されるものではないため、この取り扱いは適正を欠きます。		（措置済、改善中、未措置） 日額旅費を適用する旅行については、下呂市職員等の旅費に関する条例第18条の規定どおり運用することとします。	

3 修繕工事の分割発注について		担当課：小坂振興事務所 小坂地域振興課	
指 摘 事 項		措 置 状 況	
川井田旧小坂保育園跡地石積修繕工事及び川井田旧保育園跡地フェンス修繕工事の石積みとフェンスは一体のものであるにもかかわらず、それぞれ少額工事（工事費15万円未満）にするため、分割して同一時期に発注されていました。これにより、見積書の徴取は「契約関係統一事項」により1者となっていますが、本来1件の工事として発注し、2者以上から見積書を徴取すべきものであることから、この分割発注は適正を欠きます。 今後は随意契約ガイドラインに沿って、適正な事務処理を行ってください。		(措置済、改善中、未措置) 今後、このような事務処理をしないよう課内で徹底しました。今後は、随意契約ガイドラインに沿って、適正な事務処理を行います。	

4 物品整理簿の整備について		担当課：下呂温泉合掌村
指 摘 事 項	措 置 状 況	
合掌村の物品の管理については、下呂温泉合掌村事業会計規則第62条の規定により、物品整理簿を備えて物品の数量、使用の状況等を記録整理すべきところ、物品整理簿が作成されていませんでした。	(措置済、改善中、未措置) 消耗品管理倉庫に物品整理簿（消耗品在庫管理簿）を備え付けました。該当消耗品は、各店舗で共有する物品 24 物品を選定し、随時追加を行います。 物品を持ち出す際は、整理簿に日付、店舗名、持出者、入出個数、在庫数を記載し、数量、使用の状況を管理します。	

5 財政状況の公表について

担当課：総務部 財務課、生活部 上下水道課、下呂温泉合掌村、市立金山病院

指 摘 事 項	措 置 状 況
(1) 一般会計・特別会計 一般会計及び特別会計の財政状況の公表については、地方自治法第243条の3第1項に基づく下呂市財政事情の作成及び公表に関する条例第3条で、公表する財政事情の内容が定められていますが、そのうち一時借入金の現在高は公表されていません。平成30年9月末日現在の一時借入金はありませんが、借り入れがないことを公表すべきと思われます。 (2) 企業会計 企業会計の財政状況の公表については、地方公営企業法第40条の2第1項に基づく下呂市水道事業の設置等に関する条例第7条第2項、下呂市下呂温泉合掌村条例第8条第2項及び下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例第6条第2項で、公表する業務状況の内容が定められていますが、そのうち事業の概況については、いずれも公表されていません。 (3) 公表の方法 【意 見】 財政状況の公表は、現在、条例に基づき市広報紙によって行われていますが、財政に対する市民の関心度を一層高めるため、市ホームページでも行えないか検討してください。	(措置済、改善中、未措置) (1) 一般会計及び特別会計の財政状況の公表については、毎年6月と12月の市広報紙により公表しています。次回の公表は、平成31年3月31日現在の財政状況を、令和元年6月号で公表することとしており、その時点での「一時借入金の現在高」についても公表するよう調整しています。 (2) 企業会計の財政状況の公表については、一般会計及び特別会計の財政状況の公表と併せて毎年6月と12月の市広報紙により公表しています。次回の公表は、平成31年3月31日現在の財政状況を、令和元年6月号で公表することとしており、各公営企業の「事業の概況」についても公表するよう調整しています。 (3) 財政事情の公表については、下呂市財政事情の作成及び公表に関する条例第4条に「財政事情の公表は、市報によりこれを行う。」と定められているため、市広報紙により公表しています。また、広報担当課である秘書広報課が、市ホームページにバナーを設置し、毎月発行する広報紙の公表に努めています。 市財政に係る情報につきましては、「当初予算の概要」、「決算の概要」、「財政状況資料集」、「財務書類」、「財政健全化4指標」、「財政シミュレーション」などを公表しておりますが、「財政事情の公表」も含め、今後も市民の皆さまに関心を持っていただけるよう、より分かりやすい情報となるよう工夫しながら市ホームページの充実に努めます。

6 旅費の宿泊料について	担当課：総務部 総務課
監 査 意 見	措 置 状 況
東京都特別区内を用務地とする出張に係る旅費の宿泊料が、下呂市職員等の旅費に関する条例第23条第2項（旅費の調整）の規定により増額調整して支給されているケースが見受けられます。理由は、大きなイベント開催のため宿泊施設の選択、予約が困難なためなど、いずれも妥当性が認められますが、出張の多い部署の職員に聞き取りを行ったところ、通常でも、条例で規定する宿泊料金の範囲内で宿泊施設を予約することが困難になってきており、規定額を超えて宿泊する場合がたびたびあるとのことでした。このことは全庁的な事案として類推できます。このため、県内21市の宿泊料の規定額を調査した結果、当市の規定額は最低水準にあります。 こうしたことから、昨今の宿泊料金の実態や宿泊施設事情を勘案し、条例で定める宿泊料の額の妥当性について見直しを検討されるよう要望します。	(措置済、改善中、未措置) 条例で規定する宿泊料の範囲内で宿泊することが困難になっている主な要因は、外国人旅行者の増加に伴う都市部の宿泊料の高騰が考えられますが、東京2020五輪の開催により、宿泊料の高騰に拍車がかかることも予想されます。 外国人旅行者の宿泊者数が今後どのように推移していくのか、また、一時的な要因であると考えられる東京2020五輪の開催期間中の特殊要因も考慮しながら、宿泊料の見直しの検討を進めます。

7 実費弁償について	担当課：総務部 総務課
監 査 意 見	措 置 状 況
1 2月支給分の金山病院非常勤医師の交通費は、報償費の科目で支出されています。しかしながら、下呂市職員等の旅費に関する条例第3条第4項で「職員又は職員以外の者が本市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人等として旅行した場合には、その者に対し実費弁償として旅費を支給する。」と定められ、また、同条例第11条の2第1項において旅費及び対象者の範囲が定められており、同項第8号の対象者は「(略) 公務の遂行を補助するため、本市の機関の依頼又は要求に応じ旅行した者又は市費を支弁して旅行させる必要があると認める者」となっていることから、当該交通費は、同規定を適用し、旅費（実費弁償）として支給することが適当と思われます。 なお、地方自治法第207条において、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより選挙管理委員会や議会等が出頭を求めた選挙人、関係人、参考人の要した実費を弁償しなければならないと規定されていますが、同条に規定していないもので、明文の規定のないものについても、実費弁償を支払うことは可能と解されています（昭和31・9・28、自丁行発第82号、行政課長通知）。 こうしたことから、実費弁償の支給については、現行の下呂市職員等の旅費に関する条例で運用することができますが、地方自治法の定めるところより、旅費（法第204条第1項）、費用弁償（法第203条の2第3項）、実費弁償（法第207条）の支給対象者を明確に示す必要があると考えられることから、同条例を一部改正し、新たに実費弁償に関する条例を制定することについて検討されるよう要望します。	（措置済、改善中、未措置） 下呂市職員等の旅費に関する条例（以下「旅費条例」という。）第3条第4項の実費弁償に関する規定があるにも関わらず、実費弁償として支出された実績はありません。 これは、地方自治法で旅費、費用弁償、実費弁償の3項目に区分し規定されているものが、旅費条例では、旅費（普通旅費）と実費弁償が混在するかたちで規定され、実費弁償という経費に対する認識も薄くなっていることも一つの要因であると推認されます。 報酬支給対象の非常勤特別職職員に対する費用弁償については、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例で規定し、その運用についても職員に浸透し適切に執行されています。 給料支給対象の職員、謝礼支給対象である市の求めに応じ旅行した者に対する旅行費用についても、費用弁償と同様にそれぞれの条例によって規定することで、旅費（普通旅費）と実費弁償に対する職員の認識も深まり、適切な事務の執行に繋がることが期待されることから、現行の下呂市職員等の旅費に関する条例を一部改正し、新たに実費弁償に関する条例の制定に向け、取り組みを進めます。

8 補助金交付に係る納税状況の確認方法について		担当課：各部署共通事項
監 査 意 見	措 置 状 況	
企業や個人に対する市の補助金は、市税を完納していることが交付の条件となっていますが、補助金によって、その確認方法に差異が見受けられます。そのうち、創業者支援事業補助金、移住促進住宅購入費等助成事業補助金は、交付要綱で納税証明書の提出が求められている一方で、ファミリー・サポート・センター事業利用料補助金、ブロック塀等撤去費補助金、U・I・J ターン促進家賃助成事業補助金は、申請者の同意を得て市役所内部で職員が確認することになっています。申請者の負担軽減も念頭に、統一した取り扱いができないか検討してください。	(措置済、改善中、未措置) 各補助金交付要綱における補助要件を精査し、申請者の負担軽減を図ることができるよう担当課と調整します。	

9 行政財産の貸付等の手続きについて		担当課：総務部 財務課
監 査 意 見	措 置 状 況	
下呂庁舎に隣接する公園（旧消防署跡地）内における下呂郵便局利用者及び関係車両用の通路の設置と、庁舎駐車場内を通行することについては、平成12年12月19日付けで、書面をもって当時の郵政省東海郵政局に対し承認手続きが行われています。 郵便局は、旧郵政省から旧日本郵政公社へ移行し、現在は日本郵便株式会社へと民営化されていることや、当該通路については、使用が長期に及ぶことが想定されるため、地方自治法第238条の4第2項による行政財産の貸付契約等、正規の手続きを行う必要があると思われます。	（措置済、改善中、未措置） 当該用地の使用承認に係る経緯、公共性や公平性、今後の見通し等も含め総合的な見地に立ち、行政財産の貸付契約等の締結に向けた検討を進めます。	

10 公益的法人への職員の派遣について	担当課：総務部 総務課、金山地域振興課
監 査 意 見	措 置 状 況
ひだ金山まちづくり協議会は、平成30年5月に「一般社団法人 E－n e 金山」として法人化され、自立できるまでの間、金山振興事務所職員が事務局を兼務しています。 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律では、地方公共団体の長等は、公益的法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図るため、人的援助を行うことが必要と認められる場合に、条例で定める公益的法人等との取り決めにより、役職員としてその業務に専ら従事させるため、条例の定めるところにより職員を派遣することができる旨、定められています。これを受けて、一般社団法人は、公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例第2条第1項第4号で対象団体として規定され、同条例施行規則で個々の公益的法人等が定められています。 現在、「一般社団法人 E－n e 金山」は施行規則で規定されていませんが、同協議会が担う役割の重要性を考慮し、一般社団法人として草創期の段階であることから、自立化の促進と活動の推進を図るために市の人的援助を強化することも施策の一つと考えます。ついては、施行規則で同団体を規定することについて検討してください。	(措置済、改善中、未措置) 一般社団法人E－n e 金山の活動内容は、下呂市第2次総合計画の重点プロジェクトの一つとして掲げる「地域づくりのしくみプロジェクト」に深く関連する取り組みです。 現在、事務局は金山振興事務所の地域力向上支援員が兼務で行い同団体以外にも地域づくりを担う団体が複数あり、これらの団体への業務支援も行っています。E－n e 金山は法人としては草創期の段階であり、前身のひだ金山まちづくり協議会からの活動は定着しているため、設立から1年が経過した今年度には、同団体に事務局を設置していただくよう協議を進め、独り立ちできるようサポートします。 早期の事務局設置ができない場合には、下呂市職員の派遣等に関する条例施行規則で同団体を規定し、規定に基づき派遣することを検討したいと考えております。

11 自家用自動車の公務使用について

担当課：総務部 総務課

監 査 意 見

自家用自動車等の公務使用については、下呂市自動車等使用規程で使用する条件、手続き等が定められています。その中で、第7条において職員が加入する任意自動車保険の対人賠償保険の加入条件（最高保険額）について定められていますが、対物賠償保険についての定めはありません。そのためか、自家用自動車等を公務で使用中、事故を起こした場合の損害賠償について、同規程第8条第2項で、示談交渉等については所属長と連絡を密にして措置することとされ、損害賠償は原則として任意保険を含む自動車損害賠償保険の範囲内で成立させるものと定められており、例えば物損事故等で、職員が加入する保険の賠償額の範囲を超えた場合についての定めはありません。

自家用自動車等の公務使用における法的責任について、人身事故の場合においては、自動車損害賠償保障法第3条により市は運行供用者責任を負うことになり、物損事故の場合においても、国家賠償法第1条第1項により市は賠償責任を負うことになると思われます。また、同条第2項では、職員の故意又は過失による場合は、市が職員に対する求償権を有することが定められています。こうしたことを踏まえた上で、責任の所在を明確にする必要があると考えられることから、下呂市自動車等使用規程の見直しを検討してください。

措 置 状 況

(措置済、改善中、未措置)

市が所有、使用または管理する公用車等の事故に対する損害補てんは、「公益社団法人全国市有物件災害共済会」（東海地区事務局）が公益目的事業として実施する自動車損害共済で賄われます。市職員が自家用車を公用に使用した場合、その車両は、市所有物と解され市が契約する自動車損害共済が適用されます。

このため公務中の自家用車で事故を起こした場合、賠償額も含め公用車と同等の取り扱いがされることになります。これらのことを踏まえ、下呂市自動車等使用規程の見直しの検討を進めます。